

農業経営基盤の強化の促進に関する
基本的な構想

平成26年9月

(29年3月一部変更)

庄原市

目 次

第1 農業経営基盤強化の促進に関する目標	1
1. 庄原市の農業の現状	1
2. 庄原市の農業の課題	1
3. 庄原市の農業の基本目標	1
4. 促進のための総合施策	2
5. 経営指導体制	3
6. 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標	4
第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する當農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	5
第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する當農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標	5
第3 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項	5
1. 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標	5
2. 農用地の利用関係の改善に関する事項	5
第4 農業経営基盤強化促進事業に関する事項	6
第5 農地利用集積円滑化事業に関する事項	16
第6 その他	21
別紙 主要な當農類型【個別経営体】	22
主要な當農類型【組織経営体】	28
別紙1 (第4の1(1)⑥関係)	32
別紙2 (第4の1(2)関係)	33

第1 農業経営基盤強化の促進に関する目標

1. 庄原市の農業の現状

本市は、広島県東北部、中国地方のほぼ中央部に位置し、東は岡山県、北は島根県・鳥取県に隣接する県境のまちである。総面積は1,246km²と広島県の約14%という広大な面積を有し、全国自治体の中で12番目、近畿以西では最大の広さ（平成23年4月1日現在）となっている。北部には、吾妻山や道後山など1,200mを超える高峰が連なり、山林が84.4%を占め、西城川、比和川、成羽川などの河川沿いを中心に耕地が広がっており、市内に点在しているため池も重要な水源となっている。気候は、広大な区域面積や中国山地に囲まれた状況から、北部と南部では異なり、特に気温、降水量、積雪量の多寡などにおいて違いがある。その中でも、高野町、比和町、西城町の北部においては、積雪が冬季時1mを超す豪雪地帯となっている。また、中国山地に囲まれた内陸の盆地であることなどから、昼間と夜間の寒暖差が大きく、水と緑に恵まれ、四季の変化に富んだ豊かな自然環境を土台として、中山間地域ならではの里山景観を有している。

本市の農家の現状を農林業センサスの結果で見ると、総農家数が10年間で21.7%減少した反面、自給的農家が20.4%増加し、販売農家においても年間の農産物販売金額100万円未満の農家が77.0%であり、農業離れが進むとともに、零細経営農家が大部分を占めている。また、農業就業人口のうち、65歳以上の割合が74.8%で平均年齢が70.2歳となっており、農業後継者や新規就農者など新たな担い手も少なく、急速に農業従事者が減少する中で高齢者が農業を支えている状況が続いている。このような状況の中でも、集落法人（集落（1～数集落）の農地の所有と利用を分離し、担い手となる農業法人に農地を集積することで、効率的・持続的な農業経営を行う法人をいう）や認定農業者数は少しずつではあるが増加傾向にある。

営農類型としては、水稻専作及び水稻を基幹とする土地利用型農業を主体とした畜産・野菜・果樹等との複合経営が展開されてきた。近年では、寒冷地の特性を活かした菊などの花きの栽培、施設利用によるほうれんそう、アスパラガスなど軽量野菜の生産、山林を活用した椎茸栽培なども行われ、そばの品種統一による付加価値化を図る動きも盛んとなっている。また、農外企業の参入による青ねぎ・夏秋いちごなど、大規模施設による野菜の生産等の定着が進んでいる。

2. 庄原市の農業の課題

庄原市の農業の状況をみると、産業構造の変化にともない若年層の都市部への流出が顕著となり、農業従事者数の減少や高齢化が進んでいる。特に本市農業の大半を占める土地利用型農業においては、作業受託者や農地の受け手側の高齢化にも拍車がかかり後継者不足がさらに深刻化する中、多様な担い手の確保や条件整備が課題となっている。集落営農を支えている地域営農集団についても、担い手が少ない状況で、機械の共同化・経理の一元化など、いわゆる法人経営への転換が求められている。また、認定農業者を地域における中核的な担い手として位置づけ、新規就農者・定年帰農者・農業参入企業などの新たな担い手の確保に努めるとともに、小規模農家についてもその役割や能力を発揮できるよう育成を図っていく必要がある。

また、急傾斜で狭隘な農地が多く農業生産条件の不利な地域や高齢化率の高い地域においては、農業後継者に継承されない農地や担い手に集積されない農地が多く存在し、これを放置すれば担い手に対する利用集積が遅れるばかりでなく、周辺農地の耕作にも大きな支障を及ぼすおそれがあり、その解消が課題となっている。

3. 庄原市の農業の基本目標

庄原市は、このような地域農業の現状や課題を踏まえつつ、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来(概ね10年後)の農業経営の発展の目標を明らかにし、地域の特性を活かした高収益作物栽培や付加価値を高める手法等に裏打ちされた経営感覚に優れた担い手(個別経営体及び組織経営体)を育成するものとする。

また、土地利用型農業については、これまでと同様に農地流動化対策を活用するが、家族経営を基本としてきた対策からさらに新規就農者や認定農業者、そして企業経営的個別経営体などの多様な担い手を育成することに資する対策として進めることにより対応し、併せて機械利用組合等営農組織による集落間での連携強化及び再編を図ることとする。

さらに、法人化およびその経営の高度化を含めた地域営農組織の育成強化は、集落の維持、農地の保全、生産性の向上、後継者の育成など、総合的に中山間地域における農業振興上大きな役割を果たすことが期待される重要な方策であり、これらの経営が本市の相当部分を担う農業の確立を目指す。

具体的な経営の指標は、庄原市及びその周辺市町において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指して、農業を主業とする農業者が地域における他産業従事者と均衡する年間農業所得(主たる農業従事者1人当たり450万円程度)、年間労働時間(主たる農業従事者1人当たり2,000時間程度)の水準を実現できるものとする。

4. 促進のための総合施策

庄原市は、農業者又は農業に関する団体が地域の農業の振興を図るためにする自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すに当たって、これを支援する農業経営基盤強化促進事業、その他の措置を総合的に実施する。

(1) 指導体制の編成

庄原市は、庄原農業協同組合(以下「農業協同組合」という。)、広島県北部農業技術指導所(以下「農業技術指導所」という。)等と、十分なる相互の連携のもとで指導を行うための体制を編成する等により、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため、徹底した話し合いを促進する。

さらに望ましい経営を目指す農業者やその集団及びこれらの周辺農家に対して、上記の指導体制が主体となって営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性をもって自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

(2) 土地利用型農業の推進

農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、農業委員などによる掘り起こし活動を強化して、農地の出し手、受け手に係る情報の一元的把握のもとに両者を結びつけて利用権設定等を進める。

また、これらの農地の流動化に関しては、地形的条件等の制約はあるが、集団的土地利用調整を全市的に展開し、集団化・連担化した条件で担い手に農用地が利用集積されるよう努める。

特に、農用地の利用集積を進めるに当たっては、農地利用集積円滑化事業(農業経営基盤促進法(昭和55年法律第65号、以下「法」という。)第4条第3項)の積極的な活用を図り、地域ごとの農用地の利用の実態に配慮して円滑な農用地の面的集積を推進する。

なお、効率的かつ安定的な農業経営の育成及びこれらの経営への農用地の利用集積が遅れている集落においては、集落営農の組織化等、その段階に応じて地域の実状を勘案しつつ、

話し合いと合意形成を促進するため、農用地利用改善団体の設立を目指す。
さらに、特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

(3) 高付加価値型農業の推進

高付加価値型農業については、収益性の高い施設園芸や畜産、果樹などの高収益作物の普及拡大、有機栽培・低農薬・低化学肥料等の安全・安心な農産物生産による産地形成を積極的に推進する。

なお、推進に当たっては集約的な経営展開を助長するため、農業技術指導所の指導のもとに、既存施設園芸の作型、品種の改善による高収益化や新規作目の導入を図るとともに、農外企業による新規参入の促進を図る。また、各認証制度の活用により安全・安心な庄原市の農産物のブランド化を推進する。

施設整備等については、有利な助成制度を活用し、計画的な高生産性機械・施設の導入を推進する。

(4) 集落法人及び地域農業集団等の育成

地域農業集団は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置づけを占めるものであるとともに、農地所有適格法人等の組織経営体への経営発展母体として重要な位置づけをもつて いる。

そのためオペレーターの育成、受委託の促進等を図ることによって、地域及び営農の実態に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整った組織については、集落法人をはじめとする法人形態への誘導及び育成を図り、法人化の後にはその経営の高度化を推進する。

(5) 認定農業者への支援

法第12条の農業経営改善計画の認定制度については、本制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置づけ、庄原市農業委員会(以下「農業委員会」という。)の支援による農用地利用を法第12条第1項の農業経営改善計画の認定を受けた農業者(以下「認定農業者」という。)への集積は勿論のこと、その他の支援措置についても、認定農業者に重点的に実施されるよう努めることとし、庄原市が主体となって関係機関、関係団体にも協力を求めつつ、制度の積極的活用を図るものとする。

(6) 女性農業者の参加促進

市内の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、家族経営協定の締結による農業経営改善計画の共同申請の推進や集落営農の組織化・法人化に当たっての話し合いの場に女性の参加を呼びかける等、女性農業者の積極的な地域農業への参加・協力を促進する。

(7) 多様な担い手の育成

認定農業者や若い新規就農者など効率的かつ安定的な農業経営と、これまで本市の農業を下支えしてきた小規模な兼業農家、自給を行う既存農家、生きがい農業を行う高齢者、定年退職後の元気な新規就農者など、本市に存在する人的資源の活用による多様な担い手を育成する。

5. 経営指導体制

本市は、庄原市農業再生協議会(以下「再生協議会」という。)のもとに構成する支援チームにおいて、認定農業者又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導及び研修会等の開催を、農業技術指導所の協力を受けながら行う。

特に、大規模農業経営を展開している担い手においては、適切な資金計画の下に施設への投資を行っていくため、同支援チームの下に広島県農業信用基金協会の協力を得つつ、農業協同組合の融資担当者等による資金計画に係る検収、濃密な指導を実施する。

また、稲作単一経営からの脱却を図ろうとする農業者においては、新規の集約的作目導入を図るため、同支援チームの下に、市場関係者や全農ひろしま園芸作目担当者の協力を得つつ、マーケティング面からの検討を行い、産地化をねらいとした戦略的振興作目を選定した上で、その栽培に関する濃密指導を行い、水稻と組み合わせての複合経営としての発展に結びつけるよう努める。

なお、農業経営改善計画の期間を満了する認定農業者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成の指導等を重点的に行う。

6. 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標

(1) 新規就農の現状

庄原市の平成25年の新規就農者は4人であり、過去5年間、ほぼ横ばいの状況となっているが、従来からの基幹作物である水稻や園芸作物等の産地としての生産量の維持・拡大を図っていくため、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

(1)に掲げる状況を踏まえ、庄原市は青年層に農業を職業として選択してもらえるよう、将来(農業経営開始から5年後)の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

ア 育成・確保すべき人数の目標

国が掲げる新規就農し定着する農業者を年間1万人から2万人に倍増するという新規就農者の確保・定着目標や、広島県農業経営基盤強化促進基本方針に掲げられた将来において効率的かつ安定的な農業経営の担い手に発展するような新規就農者の育成・確保目標200人を踏まえ、庄原市においては年間4人の当該青年等の確保を目標とする。

イ 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

庄原市及びその周辺市町の他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間(主たる従事者1人あたり2000時間程度)の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得(3に示す効率的かつ安定的な農業経営の目標の5割程度の農業所得、すなわち主たる従事者1人あたりの年間農業所得225万円程度)を目標とする。

(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた庄原市の取組

上記に掲げるような新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくためには就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。そのため、就農希望者に対して、農地については農業委員会や農地中間管理機構による紹介、技術・経営面については農業技術指導所、営農指導員、農業協同組合等が重点的な指導を行う

など、地域の総力をあげて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に庄原市及び周辺市町で展開している優良事例を踏まえつつ、庄原市における主要な営農類型についてこれを示すと、次のとおりである。

(別紙)

第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする農業経営の指標として、庄原市における主要な営農類型については、第2の(別紙)で示す指標を目標としつつ、経営開始から5年後に第1の目標が達成できる経営規模とする。

第3 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

1. 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

上記第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積及び面的集積に関する目標を、将来の地域における農用地の利用に占めるシェアの目標として示すと概ね次に掲げる程度である。

○効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標

効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標	備 考
40%	

○効率的かつ安定的な農業経営が利用する農用地の面的集積についての目標

効率的かつ安定的な農業経営における経営農地の面的集積の割合が高まるように努めるものとする。

2. 農用地の利用関係の改善に関する事項

農用地の利用の集積に関する目標等を達成するため、再生協議会を活用し、関係機関及び関係団体の緊密な連携の下、人・農地プランの作成を推進し、各地域の人・農地プランの作成・見直しの話し合いの中で、地域でまとまって農地中間管理機構に農地を貸し付け、地域内の農地利用の再編成及び農地利用集積円滑化団体の活動を推進し、地域の農用地の利用集積の対象者(農用地の引受け手)の状況等に応じ、地域の地理的自然的条件、営農類型の特性、農地の保有及び利用状況並びに農業者の意向を踏まえた効率的かつ安定的な農業経営への農地の利用集積の取組を促進する。その際、庄原市は、関係機関及び関係団体とともに、こうした取組が効果的かつ計画的に展開されるよう、地域の農業者をはじめとする関係者の合意の形成を図りつつ、年度ごとに、利用集積の進捗状況等を把握・検証し、必要に応じて改善を図る措置を講ずる。

また、農用地の利用関係の改善を円滑に進める観点から、集落営農の組織化を促進する取組を行う際は、既存の認定農業者等の規模拡大努力の成果に十分配慮するものとする。この場合、両者の間で、農用地の利用集積に関して無用の混乱が生じないように、地域における話し合い活動の中で、十分な調整を行うこととする。

第4 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

庄原市は、広島県が策定した「農業経営基盤強化促進基本方針」の第5「効率的かつ安定的な農業経営体を育成するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、庄原市農業の地域特性、即ち複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

庄原市は、農業経営基盤強化促進事業として次に掲げる事業を行う。

- ① 利用権設定等促進事業
- ② 農地利用集積円滑化事業の実施を促進する事業
- ③ 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ④ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ⑤ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- ⑥ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえて、それぞれの地域で重点的に実施するものとする。なお、農地利用集積円滑化事業の実施を促進する事業については、庄原市全域を対象として地域の重点実地と連携して積極的な取組を行い、面的な集積が図られるよう努めるものとする。

1. 利用権設定等促進事業に関する事項

(1) 利用権設定等を受ける者の備えるべき要件

- ① 耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人(農地法(昭和27年法律第229号)第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。)が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じて、それぞれ定めるところによる。
 - ア 農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を含む。)として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の(ア)から(カ)までに掲げるすべての要件(農地所有適格法人にあっては、(ア)、(ウ)、(オ)及び(カ)に掲げる要件のすべて)を備えること。
 - (ア) 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。)のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。
 - (イ) 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。
 - (ウ) 利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことが出来ると認められること。
 - (エ) その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。
 - (オ) その者の農業経営に主として従事すると認められる青壯年の農業従事者(農地所有適格法人にあっては常時従事者たる構成員をいう。)がいるものとする。
 - (カ) 所有权の移転を受ける場合は、上記(ア)から(オ)までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有权を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等、特別な事情

がある場合を除き、農地移動適正化あつせん譲受け等候補者名簿に登録されているものであること。

イ 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

ウ 農業用施設用地(開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。)として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができると認められること。

② 農用地について、所有権、地上権、永小作権、質権、貸借権、使用貸借による権利又は他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの(ア)から(ウ)に掲げる要件(農地所有適格法人にあっては、(ア)及び(ウ)に掲げる要件)のすべてを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は概ね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。

③ 農業協同組合法(昭和 22 年法律第 132 号)第 10 条第 2 項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が当該事業の実施によって利用権の設定を受ける場合、同法第 11 条の 50 第 1 項第 1 号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定又は移転を受ける場合、農地中間管理事業の推進に関する法律(平成 25 年法律第 101 号。以下農地中間管理事業法という。)第 2 条第 4 項に規定する農地中間管理機構が同法第 2 条第 3 項に規定する農地中間管理事業の実施によって利用権の設定等を受ける場合、法第 4 条第 3 項に規定する農地利用集積円滑化事業を行う農地利用集積円滑化団体が農地売買等事業の実施によって利用権の設定等を受ける場合又は独立行政法人農業者年金基金法(平成 14 年法律第 127 号)附則第 6 条第 1 項第 2 号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受ける場合、若しくは農地中間管理機構、農地利用集積円滑化団体又は独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。

④ 利用権の設定等を受けた後において耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者(農地所有適格法人、農地中間管理機構、農地利用集積円滑化団体、農業協同組合、農業協同組合連合会その他農業経営基盤強化促進法施行令(昭和 55 年政令第 219 号)(以下、「政令」という。)第 5 条で定める者を除く。)は、次に掲げるすべてを備えるものとする。

ア その者が、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。)のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

ウ その者が、法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち 1 人以上の者が、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

⑤ 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主(農地法第 2 条第 3 項第 2 号イ～チに掲げる者に限る。)社員が利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を受ける場合は、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることが出来るものとする。ただし、利用権の設定等を受けた土地のすべてについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつこれら 2 つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画

において行われる場合に限るものとする。

- ⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は別紙1のとおりとする。
- ⑦ 農業経営の受委託に係る利用権の設定については、③に規定する農業協同組合法第72条の10 第1項第2号の事業を併せ行う農地所有適格法人である農事組合法人が主として組合員から農業経営を受託する場合その他農用地等利用関係として農業経営の受委託の形態をとることが特に必要かつ適当であると認められる場合に限り行うものとする。

(2) 利用権設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定(又は移転)される利用権の存続期間(又は残存期間)の基準、借賃の算定基準及び支払い(持分又は株式の付与を含む。以下同じ。)の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価(現物出資に伴い付与される持分又は株式を含む。以下同じ。)の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとする。

(3) 開発を伴う場合の措置

- ① 庄原市は、開発して農用地又は農業用施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者(地方公共団体及び農地中間管理機構を除く。)から「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」(平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局通知。以下「基本要綱」という。)様式第7号に定める様式による開発事業計画を提出させる。
- ② 庄原市は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるとき、農用地利用集積計画の手続きを進める。
 - ア 当該開発事業の実施が確実であること。
 - イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従つて許可し得るものであること。
 - ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従つて許可し得るものであること。

(4) 農用地利用集積計画の策定期間

- ① 庄原市は、(5)の申出、その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るために必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。
- ② 庄原市は、農用地利用集積計画の定めるところにより、設定(又は移転)された利用権の存続期間(又は残存期間)の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るために、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日の30日前までに、当該利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定(又は移転)を内容として定める。

(5) 要請及び申出

- ① 農業委員会は、認定農業者で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行うとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が整ったときは、庄原市に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請

することができる。

- ② 庄原市の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法(昭和 24 年法律第 195 号)第 52 条第 1 項又は第 89 条の 2 第 1 項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業において、その組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ④ 庄原市の全部又は一部をその事業実施区域とする農地利用集積円滑化団体は、その区域内の農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ⑤ ②から④に定める申出を行う場合において、(4)の②の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定(又は移転)されている利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日の 90 日前までに申し出るものとする。

(6) 農用地利用集積計画の作成

- ① 庄原市は、(5)の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。
- ② 庄原市は、(5)の②から④の規定による農地利用集積円滑化団体、農用地利用改善団体、農業協同組合又は土地改良区からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して、農用地利用集積計画を定めるものとする。
- ③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者、又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が整ったときは、庄原市は農用地利用集積計画を定めることができる。
- ④ 庄原市は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者((1)に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。)について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置、他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

(7) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

なお、⑥のウに掲げる事項については、(1)の④に定める者がこれらを実行する能力があるかについて確認して定めるものとする。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所
- ② (1)に規定する者が利用権の設定等 ((1)の④に定める者である場合については、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。) を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
- ③ (1)に規定する者に、②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所

- ④ ①に規定する者が設定(又は移転)を受ける利用権の種類、内容(土地の利用目的を含む。)、始期(又は移転の時期)、存続期間(又は残存期間)、借賃及びその支払いの方法(当該利用権が農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法)、利用権の条件、その他利用権の設定(又は移転)に係る法律関係
 - ⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価(現物出資に伴い付与される持分又は株式を含む。)及びその支払い(持分又は株式の付与を含む。)の方法、その他所有権の移転に係る法律関係
 - ⑥ ①に規定する者が(1)の④に規定する者である場合には、次に掲げる事項
 - ア その者が、賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた後において、その農用地を適正に利用していないと認められる場合に、賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件
 - イ その者が毎事業年度の終了後3ヶ月以内に、農業経営基盤強化促進法施行規則(昭和55年農林水産省令第34号、以下、「規則」という。)第16条の2各号で定めるところにより、権利の設定を受けた農地で生産した作物やその栽培面積、生産数量など、その者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用状況について同意市町村の長に報告しなければならない旨
 - ウ その者が、賃貸借又は使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項その他撤退した場合の混乱を防止するための事項
 - (ア) 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者
 - (イ) 原状回復の費用の負担者
 - (ウ) 原状回復がなされないときの損害賠償の取決め
 - (エ) 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め
- ⑦ ①に規定する者の農業経営の状況

(8) 同意

庄原市は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)の②に規定する土地ごとに、(7)の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得る。

ただし、数人の共有に係る土地について利用権(その存続期間が5年を超えないものに限る。)の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持分を有する者の同意を得ることで足りるものとする。

(9) 公告

庄原市は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は(5)の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(7)の①から⑥までに掲げる事項を庄原市の掲示板への掲示により公告する。

(10) 公告の効果

庄原市が(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され(若しくは移転し)、又は所有権が移転するものとする。

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するよう努めなければならない。

(12) 農業委員会への報告

庄原市は、解除条件付きの賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた者からの農用地の利用状況の報告（規則第16条の2）があった場合は、その写しを農業委員会に提出するものとする。

(13) 紛争の処理

庄原市は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払い等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

(14) 農用地利用集積計画の取消し等

① 庄原市の長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)の規定による公告のあった農用地利用集積計画の定めによるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた(1)の④に規定する者（法第18条第2項第6号に規定する者）に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとする。

ア その者が、その農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認められるとき。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務執行役員等のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

② 庄原市は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消すものとする。

ア (9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた(1)の④に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。

イ ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

③ 庄原市は、②の規定による取消しをしたときは、農用地利用集積計画を取消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち取消しに係る部分を庄原市の掲示板への掲示により公告する。

④ 庄原市が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取消しに係る賃貸借又は使用貸借が解除されたものとみなす。

⑤ 農業委員会は、②の規定による取消しがあった場合において、当該農用地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認めるときは、当該農用地の所有者に対し、当該農用地についての利用権の設定等のあっせんを働きかけるとともに、必要に応じて農地利用集積円滑化事業又は農地中間管理事業の活用を図るものとする。農業委員会は、所有者がこれらの事業の実施に応じたときは、農地利用集積円滑化団体又は一般財団法人広島県

森林整備・農業振興財団に連絡して協力を求めるとともに、連携して農用地の適正かつ効率的な利用の確保に努めるものとする。

2. 農地利用集積円滑化事業の実施の促進に関する事項

- (1) 庄原市は、市全域を区域として農地利用集積円滑化事業を行う再生協議会との連携の下に、普及啓発活動等を行うことによって同協議会が行う事業の実施の促進を図る。
- (2) 庄原市、農業委員会、農業協同組合、土地改良区等の関係機関及び関係団体は、権利調整の委任代理並びに再配分機能を活かした農地利用集積円滑化事業を促進するため、再生協議会に対し、情報提供、事業の協力を行うものとする。

3. 農用地利用改善事業の実施の単位として適當であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

庄原市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適當であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適當であると認められる区域とするものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

- ① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項
 - イ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項
 - ウ 農作業の効率化に関する事項
 - エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項
 - オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項
 - カ その他必要な事項
- ② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

- ① (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規

約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱様式第4号の認定申請書を庄原市に提出して、農用地利用規程について庄原市の認定を受けることができる。

- ② 庄原市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。

ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

ウ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。

エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

- ③ 庄原市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を庄原市の掲示板に掲示により公告する。

- ④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

- ① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況並びに将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人(以下「特定農業法人」という。)又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体(農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど政令第8条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。)を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

- ② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び主たる事務所の所在地

イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

- ③ 庄原市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

- ④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程(以下「特定農用地利用規程」とい

う。)で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用改善団体の勧奨等

- ① (5) の②の認定を受けた団体(以下「認定団体」という。)は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者(所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者)である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者(特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあっては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。)に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。
- ② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。
- ③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

- ① 庄原市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。
- ② 庄原市は、(5) の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、農業技術指導所、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構(一般財団法人広島県森林整備・農業振興財団)、農地利用集積円滑化団体等の指導、助言を求めてきたときは、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

4. 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

庄原市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

- ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進
- イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成
- ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発
- エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化
- オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進
- カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点から見た適正な農作業受託料金の基準の

設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農地利用集積円滑化団体と連携して農作業の受委託のあっせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

5. 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

庄原市は、効率的かつ安定的な経営体を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように、相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に發揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

6. 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項

第1の6(2)に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、関係機関・団体との連携のもと、次の取組を重点的に推進する。

(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

ア 受入環境の整備

農業技術指導所や営農指導員、農業協同組合などと連携しながら、就農希望者に対し、市内での就農に向けた情報（研修、空き家に関する情報等）の提供を行う。また、市内の農業法人や先進農家等と連携して、高校や大学等からの研修やインターンシップの受け入れを行う。

イ 中長期的な取組

生徒・学生が農業に興味関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるよう教育機関や教育委員会と連携しながら、各段階の取組を実施する。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組

ア 農業者に関する情報の共有と一貫した指導支援

広島県立農業技術大学校や農業技術指導所、営農指導員、農業協同組合、農業委員、指導農業士等と連携・協力して研修や営農指導の時期・内容などの就農前後のフォローアップの状況等を共有しながら、巡回指導の他、年に1回は面接を行うことにより、当該青年等の営農状況を把握し、支援を効率的かつ適切に行う。

イ 就農初期段階の地域全体でのサポート

新規就農者が地域内で孤立することのないよう、人・農地プランの作成・見直しの話し合いを通じ、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。そのために新規就農者交流会等への参加を促すとともに、庄原市指導農業士会との交流の機会を設ける。

ウ 経営力の向上に向けた支援

アに掲げる指導に限らず、経営ノウハウを習得できる交流研修等の機会の提供などによ

り、きめ細やかな支援を実施する。

エ 青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成への誘導

青年等が就農する地域の人・農地プランとの整合に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、青年就農給付金や青年等就農資金、経営体育成支援事業等の国の支援策や県の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

(3) 関係機関等の役割分担

就農に向けた技術や経営ノウハウについての習得については広島県立農業技術大学校等、就農後の営農指導等フォローアップについては農業技術指導所、農業協同組合、認定農業者や指導農業士等、農地の確保については農業委員会、農地中間管理機構など、各組織が役割を分担しながら各種取組を進める。

7. その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

庄原市は、1から5までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な関連施策との連携に配慮するものとする。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

庄原市は、農業委員会、農業技術指導所、農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体、農地利用集積円滑化団体、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1、第3で掲げた目標や第2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。

また、このような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合、土地改良区、農地利用集積円滑化団体及び農地中間管理機構は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することになるよう、再生協議会のもとで相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、庄原市はこのような協力の推進に配慮する。

第5 農地利用集積円滑化事業に関する事項

1. 農地利用集積円滑化事業を行う者に関する事項

庄原市においては、これまで兼業農家や高齢農家等から担い手への農地の集積が図られ、農業生産が維持・発展してきたところであるが、経営農地が分散化していることにより農作業の負担が増大し、農地の効率的利用が困難な状況にある。また、今後10年で高齢化による離農等がさらに進行し、農地が大きく供給されることが予想されている。

このような状況の中で、将来にわたって農地を有効利用し、地域農業を維持・発展させるためには、担い手の経営農地を面的に集積し、農作業の効率化を図ることによって農地の引き受

け能力を高め、さらなる経営改善を目指していくことが極めて重要となっている。

農地利用集積円滑化事業の実施主体（以下、「農地利用集積円滑化団体」という。）は、こうした課題を的確に解決できる者、具体的には、①担い手の育成・確保、担い手に対する農地の利用集積の積極的な取組が期待できること、②地域農業、とりわけ担い手に関する情報や農地の各種情報に精通している、③農地の出し手や受け手との確にコミュニケーションを図れること、等の条件を満たす者が実施するものとする。

2. 農地利用集積円滑化事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準

- ① 庄原市における農地利用集積円滑化事業は、庄原市全域を対象として行うことを基本とする。
- ② 庄原市を区分して農地利用集積円滑化事業を実施する場合、土地の自然的条件、農業者の農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施状況等を考慮し、大字単位とするなど、担い手への農地の面的集積が効率的かつ安定的に図られる、一定のまとまりのある区域を定めるものとする。
なお、庄原市の区域のうち農業上の利用が見込めない森林地域等の区域を除いた農業振興地域（農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条第1項の規定による農業振興地域をいう。）を区域とする。
- ③ 複数の農地利用集積円滑化団体が農地利用集積円滑化事業を行う場合には、特定の農地利用集積円滑化団体が優良農地の区域のみで事業を行うこと等により事業実施地域が偏ることがないよう、庄原市が市全域における事業実施地域の調整を行うこととする。

3. その他農地利用集積円滑化事業の実施の基準に関する事項

（1）農地利用集積円滑化事業規程の具体的な内容

- 農地利用集積円滑化事業規程には、次に掲げる事項のうち事業実施に必要な事項を定めるものとする。
- ① 農地所有者代理事業の実施に関する次に掲げる事項
 - ア 農用地等の所有者の委任を受けて、その者を代理して行う農用地の売渡し、貸付け又は農業の経営若しくは農作業の委託に関する事項
 - イ アの委任に係る農用地等の保全のための管理に関する事項
 - ウ その他農地所有者代理事業の実施方法に関する事項
 - ② 農地売買等事業の実施に関する次に掲げる事項
 - ア 農用地等の買入れ及び借受けに関する事項
 - イ 農用地等の売渡し及び貸付けに関する事項
 - ウ 農用地等の管理に関する事項
 - エ その他農地売買等事業の実施方法に関する事項
 - ③ 研修等事業の内容及び当該事業の実施に関する事項
 - ④ 事業実施地域に関する事項
 - ⑤ 事業実施が重複するその他の農地利用集積円滑化団体並びに農地中間管理機構、一般社団法人広島県農業会議、農業委員会等の関係機関及び関係団体との連携に関する事項
 - ⑥ その他農地利用集積円滑化事業の実施方法の留意事項

（2）農地中間管理機構が行う農地中間管理事業との連携の考え方

農地利用集積円滑化事業、農地中間管理機構が行う農地中間管理事業は、農業経営の規

模拡大の助長という観点から個人間の農用地の権利移動に介在し、これを補完・調整する機能を有するものである。したがって、農地利用集積円滑化団体と農地中間管理機構との密接な連携の下にこれら事業又は業務を積極的に活用されるよう配慮するものとする。

(3) 農地利用集積円滑化事業規程の承認

- ① 法第4条第3項各号に掲げる者（市町村を除く）は、2に規定する区域を事業実施地域として農地利用集積円滑化事業の全部又は一部を行おうとするときは、規則第12条の10に基づき、庄原市に農地利用集積円滑化事業規程の承認申請を行い、庄原市から承認を得るものとする。
- ② 庄原市は、申請された農地利用集積円滑化事業規程の内容が、次に掲げる要件に該当するものであるときは、①の承認をするものとする。
 - ア 基本構想に適合するものであること。
 - イ 事業実施地域の全部又は一部が既に農地利用集積円滑化事業を行っている者の事業実施地域と重複することにより当該重複する地域における農用地の利用の集積を図る上で支障が生ずるものでないこと。
 - ウ 認定農業者が認定に係る農業経営改善計画に従って行う農業経営の改善に資するよう、農地利用集積円滑化事業を実施すると認められること。
 - エ 次に掲げるもののほか、農地利用集積円滑化事業を適正かつ確実に実施すると認められるものであること。
 - (ア) 農用地の利用関係の調整を適確に行うための要員を有していること。
 - (イ) 農地所有者代理事業を行う場合には、その事業実施地域に存する農用地等の所有者からその所有する農用地等について農地所有者代理事業に係る委任契約の申込みがあったときに、正当な理由なく当該委任契約の締結を拒まないことが確保されていること。
 - (ウ) 農地利用集積円滑化事業を行うに当たって、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積を適確に図るための基準を有していること。
 - (エ) (ア)から(ウ)に掲げるもののほか、農地利用集積円滑化事業を適正かつ確実に実施すると認められるものであること。
 - (オ) 農地利用集積円滑化事業を行うに当たって、事業実施地域が重複する他の農地利用集積円滑化団体並びに農地中間管理機構、一般社団法人広島県農業会議、農業委員会等の関係機関及び関係団体の適切な連携が図られると認められるものであること。
 - (カ) 農業用施設の用に供される土地又は開発して農業用施設の用に供する土地とすることが適當な土地につき農地所有者代理事業及び農地売買等事業を実施する場合における農業用施設は、規則第10条第2号イからニまでに掲げるものであること。
 - (キ) 規則第10条第2号イからニまでに掲げる農業用施設の用に供される土地又は開発して当該農業用施設の用に供される土地とすることが適當な土地について、農地所有者代理事業及び農地売買等事業を実施する場合には、農用地につき実施するこれらの事業と併せて行うものであること。
- ③ 庄原市は、農地売買等事業に関する事項が定められた農地利用集積円滑化事業規程について①の承認をしようとするときは、あらかじめ、農業委員会の決定を経るものとする。
- ④ 庄原市は、①の承認を行ったときは、その旨並びに当該承認に係る農地利用集積円滑化事業の種類及び事業実施地域を庄原市の掲示板への掲示により公告する。
- ⑤ ①から④までの規定は、農地利用集積円滑化事業規程の変更の承認について準用する。

⑥ ③及び④の規定は、農地利用集積円滑化事業の廃止の承認について準用する。

(4) 農地利用集積円滑化事業規程の取消し等

- ① 庄原市は、農地利用集積円滑化事業の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、農地利用集積円滑化団体に対し、その業務又は資産の状況に関し必要な報告をさせるものとする。
- ② 庄原市は、農地利用集積円滑化事業の運営に關し改善が必要であると認めるときは、農地利用集積円滑化団体に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずるものとする。
- ③ 庄原市は、農地利用集積円滑化団体が次に掲げる事項に該当するときは、(3) の①の規定による承認を取消すことができる。
 - ア 農地利用集積円滑化団体が法第4条第3項第1号に規定する農業協同組合若しくは一般社団法人又は一般財団法人、同項第2号に掲げる者（農地売買等事業を行っている場合にあっては、当該農業協同組合若しくは一般社団法人又は一般財団法人）でなくなったとき。
 - イ 農地利用集積円滑化団体が①の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
 - ウ 農地利用集積円滑化団体が②の規定による命令に違反したとき。
- ④ 庄原市は、③の規定により承認を取消したときは、遅滞なく、その旨を庄原市の掲示板への掲示により公告する。

(5) 庄原市が農地利用集積円滑化事業を実施する場合は、次に掲げる規定により円滑化事業規程を定めるものとする。

- ① 庄原市は、必要に応じ、農地利用集積円滑化事業規程を定め、2に規定する区域を事業実施地域として農地利用集積円滑化事業の全部又は一部を行うことができるものとする。
- ② 庄原市が①の規定により農地利用集積円滑化事業規程を定めようとするときは、庄原市長は、当該農地利用集積円滑化事業規程について2週間の縦覧に供するものとする。この場合、あらかじめ縦覧の開始の日、場所及び時間を公告する。
- ③ ①に規定する農地利用集積円滑化事業規程は、(3) の②に掲げる要件に該当するものとする。
- ④ 庄原市は、農地売買等事業に関する事項をその内容に含む農地利用集積円滑化事業規程を定めようとするときは、あらかじめ農業委員会の決定を経るものとする。
- ⑤ 庄原市は、農地利用集積円滑化事業規程を定めるときは、その旨並びに当該農地利用集積円滑化事業規程で定める農地利用集積円滑化事業の種類及び事業実施地域を庄原市の掲示板への掲示により公告する。
- ⑥ ④及び⑤の規定は、農地利用集積円滑化事業規程の変更又は廃止について準用する。

(6) 農地利用集積円滑化事業による農用地の集積の相手方

農業経営の改善に意欲的な経営体を集積の相手方とするが、当該経営体のうち、経営農地の立地状況を勘案して、集積対象となる農用地を最も有効に活用することのできる者を優先する。

(7) 農地所有者代理事業における委任・代理の考え方

- ① 農地所有者代理事業を実施する場合には、農用地の効果的な面的集積を確保する観点から、農用地等の所有者は、委任に係る土地についての貸付け等の相手方を指定することは

できないものとする。

- ② 農地所有者代理事業を実施する場合には、基本要綱参考様式5の契約書例を参考に契約書を作成し、農用地等の貸付け等の委任を申し込んだ農用地等の所有者と契約を締結するものとする。
- ③ 前項の委任契約の締結に当たっては、次に掲げる事項について留意するものとする。
- ア 農地所有者代理事業の効率的な実施の確保、契約当事者間の紛争の防止等の観点から、委任事務及び代理権の範囲については、農用地等の所有者が農地利用集積円滑化団体に委任する内容に則して定めるものとする。
- イ 所有権の移転をする場合の対価、賃借権を設定する場合の賃借権の存続期間及び借賃並びに農業経営又は農作業の委託をする場合の当該委託の存続期間及び委託料金については、農用地等の所有者が申し出た内容を基に、農地利用集積円滑化団体が委任契約に基づいて交渉する貸付け等の相手方と協議し、貸付け等の内容が農用地等の所有者が申し出た内容と異なる場合には、農用地等の所有者の同意を得る旨の定めをすることが望ましい。
- ウ 受任した農用地等の貸付け等の相手方が替わっても、当該農用地等の所有者に代理して新たな相手方との貸付け等の契約が締結できるよう、委任契約の期間はできる限り長期とすることが望ましい。
- ④ 農地利用集積円滑化団体は、農用地等の所有者から当該事業に係る委任契約の申込を受けた場合は、正当な事由がなければ委任契約の契約を拒んではならない。
- ⑤ 農地利用集積円滑化団体が、農用地等の保全のための管理を行う事業を実施する場合には、農用地等の所有者と書面による農作業等の受委託の契約を締結して行うものとする。この場合、当該団体は、農用地等の保全のための管理作業について、他の者に再委託しても差し支えない。

(8) 農地売買等事業における農用地等の買入れ、売渡し等の価格設定の基準

- ① 農地売買等事業の実施に当たって、農地利用集積円滑化団体が売買する農用地等の価格については、近傍類似の農用地等に係る取引価格等を参考に定めるものとする。その場合、必要に応じ、農業委員会の意見を聴くものとする。
- ② 売買等事業の実施に当たって、農地利用集積円滑化団体が貸借する農用地等の借賃については、農業委員会が提供している実勢借賃に関する情報を十分考慮して定めるものとする。その場合、必要に応じ、農業委員会の意見を聴くものとする。

(9) 研修等事業の実施に当たっての留意事項

- ① 農地利用集積円滑化団体は、新規就農者等に対する農業の技術、経営の方法の実地研修等を目的とする研修等事業を行う場合には、通常の管理耕作の範囲を超えて、作目、栽培方法の選択、農用地等の形質の変更等を行うことができるものとする。
- ② 研修の実施期間は、新規就農希望者の年齢、農業の技術等の習得状況に応じ、概ね5年以内とする。ただし、農地利用集積円滑化団体が借り入れた農用地等において研修等事業を行う場合には、研修等事業の実施期間は当該農用地等の借入れの存続期間内とする。
- ③ 研修等事業の実施に当たって、当該団体は、農業技術指導所、農業協同組合、地域の農業者等と連携して行うとともに、農業技術等を効率的に習得することができるよう努めるものとする。

(10) 他の関係機関及び関係団体との連携に関する事項

農地利用集積円滑化団体は、多数の農用地等の所有者が農地利用集積円滑化事業を活用できるよう、農業委員会、農業協同組合、農業技術指導所等の関係機関及び関係団体と連携して、農用地等の所有者、経営体に対し、農地利用集積円滑化事業のパンフレットの配布、説明会の開催等を通じた普及啓発活動に努める。

第6 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附則

- 1 この基本構想は、平成17年5月10日から施行する。

附則

- 1 この基本構想は、平成18年12月20日から施行する。ただし、第6 特定法人貸付事業に関する事項は、平成19年4月1日から適用する。

附則

- 1 この基本構想は、平成22年5月1日から施行する。

附則

- 1 この基本構想は、平成24年3月16日から施行する。

附則

- 1 この基本構想は、平成26年9月30日から施行する。

附則

- 1 この基本構想は、平成29年3月31日から施行する。

[個別経営体]

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稻専作 〔経営所得安定対策モデル〕	〈作付面積等〉 水稻 2.6ha 作業受託 8.7ha (耕起, 代かき, 田植, 収穫, 乾燥調製)	〈資本設備〉 ○トラクター ○田植機 ○コンバイン ○乾燥機 ○糊摺機, ライスグレーダー, 計量器, 催芽器, 播種機, 育苗器, 動力噴霧機, トラック, 軽トラック, 代掻き用ロータリー, フォークリフト, 草刈機, グレンコンテナ ○格納庫 ○育苗ハウス ○乾燥施設	○複式簿記の記帳実施により経営と家計の分離を図る ○青色申告の実施 ○家族経営協定の締結	○家族経営協定に基づく給料制, 休日制の導入 ○経営内の役割分担の明確化 ○農繁期における臨時雇用の確保による過重労働の防止
水稻専作	〈作付面積等〉 水稻 11ha (所有地2ha, 借受地9ha) 作業受託 3.5ha (田植, 収穫, 乾燥調製)	〈資本設備〉 ■中型機械化一貫体系 ○トラクター ○田植機 ○コンバイン ○乾燥機 ○糊摺機, ライスグレーダー, 計量器, 催芽器, 播種機, 育苗機, 動力噴霧機, トラック, 軽トラック,, 代掻き用ロータリー, フォークリフト, 草刈機 グレンコンテナ ○格納庫 ○育苗ハウス ○乾燥施設 ○作付品種(コシヒカリ, 中生新千本, どんとこい, ひとめぼれ, あきたこまち)	○複式簿記の記帳実施により経営と家計の分離を図る ○青色申告の実施 ○家族経営協定の締結	○家族経営協定に基づく給料制, 休日制の導入 ○経営内の役割分担の明確化 ○農繁期における臨時雇用の確保による過重労働の防止
畜産專業 〔酪農〕	〈飼養頭数〉 経産牛 45頭 育成牛 17頭 ほ育牛 8頭 飼料畠 5ha	〈資本設備〉 ○畜舎, 育成舎, 堆肥舎, 尿溜 ○カーフハッチ, 飼料貯蔵庫, 農機具格納庫, 自動給餌機, パイプラインミルカー, アルファライン, バルククーラー, バーンクリーナー, 糞尿分離機, ボイラー, TMRミキサー, トランク 〈自給飼料生産〉 ○イタリアンライグラス+スダングラスでロールベールサイレージ生産体系 ○トラクター ○バキュームカー, フロントローダー, マニュアルスプレッダー, ブロードキャスター, プラウ, ロータリー, カルバッヂ, モーコンディショナー, テッダーレーキ, ロールベーラー, ラッピングマシーン, ベールクリッパー ○ダンプトレーラー 〈乳牛飼養〉 ○経産牛1頭当乳量 9,400kg ○分娩間隔 13ヶ月 ○初産月齢 25ヶ月 ○授乳期間 11ヶ月 ○平均体重 650kg ○耐用年数 4年		○家族経営協定に基づく給料制, 休日制の導入 ○経営内の役割分担の明確化 ○ヘルパーの活用による休日・休暇の確保 ○雇用従事者を確保

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方針	農業従事の態様等
畜産専業 [養豚]	〈飼養頭数〉 種雌豚 60頭 種雄豚 5頭 肥育豚 1,298頭	〈資本設備〉 ○豚舎 ○運動場 ○糞尿処理施設 ○ボブキャット, 除糞機, 飼料ホッパー, 豚衝機, 自動給餌機 ○半スノコ式豚舎, 不断給餌, 自動給水, 自動換気, 繁殖肥育一貫経営	○複式簿記の記帳実施により経営と家計の分離を図る ○青色申告の実施 ○家族経営協定の締結	○家族経営協定に基づく給料制, 休日制の導入 ○経営内の役割分担の明確化 ○ヘルパーの活用による休日・休暇の確保 ○雇用従事者を確保
畜産専業 [養鶏]	〈飼養羽数〉 採卵鶏 9,000羽	〈資本設備〉 ○鶏舎 ○トラック, 加工機器, 加工器具セット		○家族経営協定に基づく給料制, 休日制の導入 ○経営内の役割分担の明確化 ○雇用従事者を確保
畜産専業 [肉用牛繁殖]	〈飼養頭数〉 繁殖雌牛 50頭 育成牛 8頭 子牛 40頭 飼料畑 7ha 放牧地 5ha	〈資本設備〉 ○牛舎, 堆肥舎, ライムソワー, サイロ, 格納庫, トラクター, ディスクモアー, マニアスプレッダー, ダンプトレーラー, バキュームカー		○家族経営協定に基づく給料制, 休日制の導入 ○経営内の役割分担の明確化 ○雇用従事者を確保
畜産専業 [肥育]	〈飼養頭数〉 肉用牛 100頭 乳用牛 50頭 草地 5ha	〈資本設備〉 ○牛舎, 堆肥舎, ライムソワー, トラクター, ロールベーラー, モアーハーベスター, マニアスプレッダー, バキュームカー その他		○経営内の役割分担の明確化 ○ヘルパーの活用による休日・休暇の確保 ○雇用従事者を確保
水稻+畜産[肉用牛繁殖]	〈作付面積等〉 水稻 3ha 繁殖雌牛 40頭 育成牛 6頭 子牛 65頭 飼料畑 5ha 放牧地 6ha	〈資本設備〉 ■水稻(地域営農集団等と機械共同利用) ■肉用牛繁殖 ○トラクター, 軽トラック, トラック, パーンクリーナー ○畜舎 ○サイロ ○格納庫兼作業場		
水稻+畜産[肉用牛肥育]	〈作付面積等〉 水稻 3ha 肥育牛 100頭	〈資本設備〉 ■水稻(地域営農集団等と機械共同利用) ■肉用牛肥育 ○トラクター, 軽トラック, トラック, パーンクリーナー ○畜舎, 堆肥舎, パドック柵, FRPサイロ, バキュームカー, 格納庫		

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方針	農業従事の態様等
野菜専作 [いちご+ほうれんそう]	〈作付面積等〉 いちご 20a ほうれんそう 20a	〈資本装備〉 ■いちご ○農舎, ハウス, 暖房機(温風式), トランクター, 動力噴霧器, かん水施設, 育苗は小型ポット方式 ■ほうれんそう ○ハウス, トランクター, 保冷庫, パワーショベル, 土づくりによる生産安定, 年4作	○複式簿記の記帳実施により経営と家計の分離を図る ○青色申告の実施 ○家族経営協定の締結	○家族経営協定に基づく給料制, 休日制の導入 ○経営内の役割分担の明確化 ○雇用従事者を確保
野菜専作 [ねぎ]	〈作付面積等〉 ねぎ 50a	〈資本装備〉 ○ハウス, トランクター, 動力噴霧器, 選果機, 保冷庫, かん水施設, 結束機, 年2.5作		
野菜専作 [ほうれんそう]	〈作付面積等〉 ほうれんそう 85a	〈資本装備〉 ○トランクター, トップカー, 軽トラック, 肥料散布機, 土壌消毒機, 動力噴霧器, 播種機, 下葉調整機 ○予冷庫 ○格納庫兼作業場 ○ハウス 年4作		
野菜専作 [いちご]	〈作付面積等〉 いちご 60a	〈資本装備〉 ○ハウス(水耕栽培), 予冷庫, 農舎 ○動力噴霧機, 選果機		
水稻+野菜[大根]	〈作付面積等〉 水稻 2ha 大根 270a	〈資本装備〉 ■水稻(地域営農集団等と機械共同利用) ■大根 ○トランクター, トップカー, 軽トラック, 大根洗浄機, マルチヤー, 動力噴霧器, 播種機 ○格納庫兼作業場 ○水槽 年1.5作		
水稻+野菜[ほうれんそう]	〈作付面積等〉 水稻 5ha ほうれんそう 50a	〈資本装備〉 ■水稻(地域営農集団等と機械共同利用) ■ほうれんそう ○ハウス, 予冷庫, 動力噴霧器等, 年4作		
水稻+野菜[アスピラガス]	〈作付面積等〉 水稻 3.5ha アスピラガス 100a 露地 施設 60a 40a	〈資本装備〉 ■水稻(地域営農集団等と機械共同利用) ■アスピラガス ○ハウス, 予冷庫 ○管理機, ロボット防除機, トップカー, ポンプ灌水施設, 焼却機, 農舎等		

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方針	農業従事の態様等
水稻+野菜[青ねぎ]	〈作付面積等〉 水稻 3ha 青ねぎ(ハウス) 45a	〈資本装備〉 ■水稻(地域営農集団等と機械共同利用) ■青ねぎ ○ハウス, 予冷庫 ○トラクター, トップカー, 選果機, 動力噴霧器, 結束機, 灌水施設等, 年2.5作	○複式簿記の記帳実施により経営と家計の分離を図る ○青色申告の実施 ○家族経営協定の締結	○家族経営協定に基づく給料制, 休日制の導入 ○経営内の役割分担の明確化 ○雇用従事者を確保
水稻+野菜[トマト]	〈作付面積等〉 水稻 2ha トマト 40a	〈資本装備〉 ■水稻(地域営農集団等と機械共同利用) ■トマト ○ハウス ○トラクター, トップカー, 軽トラック, 選果機, 動力噴霧器 ○格納庫兼作業場, 灌水施設等		
水稻+野菜[ほうれんそう]+畜産[肉用牛繁殖]	〈作付面積等〉 水稻 3ha ほうれんそう 50a 肉用牛 5頭	〈資本装備〉 ■水稻(地域営農集団等と機械共同利用) ■ほうれんそう ○ハウス, 予冷庫 ○トラクター, トップカー, 軽トラック, 動力噴霧器 ○格納庫兼作業場, 年4作 ■肉用牛 ○トラクター, 軽トラック, トラック, パーンクリーナー ○畜舎, 堆肥舎, パドック柵, FRPサイロ, バキュームカー, 格納庫		○家族経営協定に基づく給料制, 休日制の導入 ○経営内の役割分担の明確化 ○ヘルパーの活用による休日・休暇の確保 ○雇用従事者を確保
水稻+野菜[アスピラガス]+畜産[肉用牛繁殖]	〈作付面積等〉 水稻 5ha アスピラガス 100a 肉用牛 5頭	〈資本装備〉 ■水稻(地域営農集団等と機械共同利用) ■アスピラガス ○予冷庫 ○トラクター, トップカー, 軽トラック, 選果機, 動力噴霧器, 焚却器 ○格納庫兼作業場 ■肉用牛 ○トラクター, 軽トラック, トラック, パーンクリーナー ○畜舎, 堆肥舎, パドック柵, FRPサイロ, バキュームカー, 格納庫		

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
果樹専作 [りんご]	〈作付面積等〉 成園 わい化栽培 80a 普通栽培 70a 育成園 普通栽培 50a	〈資本設備〉 ○トラクター, トップカー, S/S防除機, 軽トラック, スピードブレーキー ○草刈機, 選果機, 予冷庫, 果樹棚, 貯水槽, 管理舎等	○複式簿記の記帳実施により経営と家計の分離を図る ○青色申告の実施 ○家族経営協定の締結	○家族経営協定に基づく給料制, 休日制の導入 ○経営内の役割分担の明確化 ○雇用従事者を確保
水稻+果樹[なし]	〈作付面積等〉 水稻 4ha なし 130a	〈資本設備〉 ■水稻(地域営農集団等と機械共同利用) ■なし ○トラクター, トップカー, S/S防除機, 軽トラック, スピードブレーキー ○草刈機, 選果機, 予冷庫, 果樹棚, 貯水槽, 管理舎等		
水稻+果樹[西条柿]	〈作付面積等〉 水稻 3ha 西条柿 100a	〈資本設備〉 ■水稻(地域営農集団等と機械共同利用) ■西条柿 ○トラクター, トップカー, S/S防除機, パックホー, 軽トラック ○草刈機, 選果機, 予冷庫, 果樹棚, 貯水槽, 管理舎等		
水稻+果樹[りんご]	〈作付面積等〉 水稻 5ha りんご(わい化栽培) 50a	〈資本設備〉 ■水稻(地域営農集団等と機械共同利用) ■りんご ○トラクター, トップカー, S/S防除機, 軽トラック ○草刈機, 選果機, 予冷庫, 果樹棚, 貯水槽, 管理舎等		
花き専作 [きく]	〈作付面積等〉 きく ハウス 20a 露地 60a	〈資本設備〉 ○トラクター, 軽トラック, 選別機, 結束機, 動力噴霧器 ○暖房機 ○予冷庫, 管理舎等		
水稻+花き[きく]	〈作付面積等〉 水稻 4ha きく ハウス 10a 露地 40a	〈資本設備〉 ■水稻(地域営農集団等と機械共同利用) ■きく ○トラクター, 軽トラック, 選別機, 結束機, 動力噴霧器 ○暖房機 ○予冷庫, 管理舎等		
椎茸専作	〈作付面積等〉 用役ほど木 34,500本 育成ほど木 50,000本 新植ほど木 7,000本	〈資本設備〉 ○自動種菌機, 原木穿孔機, 発電機, チェーンソー, クローラ運搬車, 軽トラック, 刈払機, ホイスト ○暖房機, クーラー, 保冷庫 ○きのこ発生ハウス ○浸水槽 ○人口ほど場 ○散水施設等		

営農類型	経 営 規 �模	生 産 方 式	経営管理の方 法	農業従事の態様 等
水稻+椎 茸	〈作付面積等〉 水稻 3ha 椎茸 用役ほだ木 30,000本	〈資本装備〉 ■水稻(地域営農集團等と機械共同利用) ■椎茸 ○自動種菌機, 原木穿孔機, 発電機, チェーンソー, クローラ運搬車, 軽トラック, 刈払機, ホイスト ○暖房機, クーラー, 保冷庫 ○きのこ発生ハウス ○浸水槽 ○人口ほど場 ○散水施設等	○複式簿記の記帳実施により経営と家計の分離を図る ○青色申告の実施 ○家族経営協定の締結	○家族経営協定に基づく給料制, 休日制の導入 ○経営内の役割分担の明確化 ○雇用従事者を確保
野菜[ほ うれんそ う]+椎茸	〈作付面積等〉 ほうれんそう 50a 椎茸 用役ほだ木 30,000本	〈資本装備〉 ■ほうれんそう ○ハウス, 予冷庫, 結束機等, 年4作 ■椎茸 ○自動種菌機, 原木穿孔機, 発電機, チェーンソー, クローラ運搬車, 軽トラック, 刈払機, ホイスト ○暖房機, クーラー, 保冷庫 ○きのこ発生ハウス ○浸水槽 ○人口ほど場 ○散水施設等		

[組織経営体]

當農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方針	農業従事の態様等
水稻専作	〈作付面積等〉 水稻 29ha (所有地 5ha, 借受地 24ha) 【構成員 3戸】	〈資本装備〉 ○トラクター, 田植機, コンバイン, トランク, 軽トラック ○乾燥機 ○フォークリフト ○グレンコンテナ ○育苗ハウス ○格納庫 ○乾燥調製施設	○ほ場・労務の一括管理 ○会計処理ソフトによる会計処理 ○青色申告の実施 ○経営の分析と管理	○休日制の導入 ○給料制の導入 ○経営内の役割分担の明確化 ○従事者全員の社会保険への加入 ○雇用労働の導入 ○労働環境の快適化を進めるため農作業環境の改善を図る
水稻+作業受託	〈作付面積等〉 水稻 19ha (所有地 4ha, 借受地 15ha) 作業受託 25ha (田植, 収穫, 乾燥調製) 【構成員 3戸】	〈資本装備〉 ○トラクター, 田植機, コンバイン, トランク, 軽トラック ○乾燥機 ○フォークリフト ○グレンコンテナ ○育苗ハウス ○格納庫 ○乾燥調製施設		
畜産専業 [酪農]	〈飼養頭数〉 経産牛 130頭 育成牛 23頭 ほ育牛 10頭 飼料畠 10ha 【構成員 3戸】	〈資本装備〉 ○畜舎 ○育成舎 ○堆肥舎 ○尿溜 ○カーフハッチ, 飼料貯蔵庫, 農機具格納庫, 自動給餌機, パイプライシミルカー, アルファライン, バルククーラー, パーンクリーナー, 糞尿分離機, ボイラー, TMRミキサー, トランク ○トラクター ○バキュームカー, フロントローダー, マニュアスプレッダー, ブロードキャスター, ブラウ, ロータリー, カルパッチャ, モアーコンディショナー, テッダーレーキ, ロールベーラー, ラッピングマシーン, ベールクリッパー 〈乳牛飼養〉 ○経産牛1頭当乳量 9,400kg ○分娩間隔 13ヶ月 ○初産月齢 25ヶ月 ○授乳期間 11ヶ月 ○平均体重 650kg ○耐用年数 4年	○施設・労務の一括管理 ○会計処理ソフトによる会計処理 ○青色申告の実施 ○経営の分析と管理	

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方針	農業従事の態様等
酪農(周年放牧)+野菜+農産物加工	〈飼養頭数〉 経産牛 200頭 放牧場 200ha 【構成員 3戸】	〈資本装備〉 ○搾乳舎 ○堆肥舎 ○病牛舎 ○飼料貯蔵庫 ○農機具格納庫 ○農業機械 トラクター、マニアスプレッダー、フォークリフト、給餌機、ダンプトラック2t、ロールペーラー、ラッピングマシーン 〈乳牛飼養〉 ○経産牛1頭当乳量 6,200kg ○分娩間隔 13ヶ月 ○初産月	○施設・労務の一括管理 ○会計処理 ○青色申告の実施 ○経営の分析と管理	○休日制の導入 ○給料制の導入 ○経営内の役割分担の明確化 ○従事者全員の社会保険への加入 ○雇用労働の導入 ○労働環境の快適化を進めるため農作業環境の改善を図る
畜産専業〔養鶏〕	〈飼養羽数〉 成鶏 54,000羽 育雛 10,000羽 【構成員 3戸】	〈資本装備〉 ○成鶏舎 ○育成舎 ○集卵庫 ○鶏卵処理施設 ○自動給餌装置、自動集卵装置、自動集糞装置、飼料タンク 一式 ○ダンプトラック、ショベルカー、ファームパッカー 等		
畜産専業〔肉用牛肥育〕	〈飼養頭数〉 肉用牛(F1) 250頭 【構成員 3戸】	〈資本装備〉 ○育成牛舎 ○肥育牛舎 ○倉庫 ○堆肥舎 ○管理棟 ○ボブキャットローダー、ダンプ トラック 等 〈肥育方式〉 ○F1・哺育から仕上げまで24ヶ月仕上げ		
野菜専作〔青ねぎ〕	〈作付面積〉 青ねぎ 200a 【構成員 3戸】	〈資本装備〉 ○ハウス、水耕栽培施設 ○育苗ハウス ○暖房機(温風式・温湯式) ○炭酸ガス発生装置 ○予冷施設 ○集出荷施設 ○動力噴霧器、トラック、運搬台車等、年5.5作		
野菜専作〔ほうれんそう〕	〈作付面積〉 ほうれんそう 280a 【構成員 3戸】	〈資本装備〉 ○ハウス ○予冷庫、集出荷施設、管理棟 ○トラクター、動力噴霧器、結束機、運搬機、トラック 等、年4.5作		

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の様態等
野菜専作 〔いちご〕	〈作付面積〉 四季成りいちご 高設栽培 200a 農業生産法人 【構成員 5戸】 (従業員 15名)	〈資本装備〉 ○ハウス 暖房機一式 カーテン設備一式 高設ベッド一式 養液栽培一式 ○動力噴霧器、耕運機、運搬機等 ○栽培管理棟 ○予冷庫	○施設運用管理 ○労務管理 ○販売・顧客管理 ○複式簿記による経営管理と青色申告 ○経営の分析と経営計画の動的管理	○経営内の役割分担の明確化 ○労働環境快適化のための農作業環境適正化 ○従事者の休日確保・福利厚生 ○雇用従事者の確保
野菜専作 〔だいこん〕	（作付面積） だいこん 20ha 【構成員 3戸】	〈資本装備〉 ○ブロードキャスター ○トラクター ○シーダーマルチャー ○防除機 一式 ○格納庫兼作業場 ○大根洗浄機 ○予冷庫	○作付計画・生産・出荷管理 ○労務管理 ○販売管理 ○複式簿記による経営管理と青色申告 ○経営分析	
果樹専作 〔りんご〕	〈作付面積〉 りんご 300a 【構成員 3戸】	〈資本装備〉 ○トラクター、トップカー、S/S防除機、軽トラック、スピードブレーカー ○草刈機、選果機、予冷庫、果樹棚、貯水槽、管理舎等	○施設・労務の一括管理 ○会計処理ソフトによる会計処理 ○青色申告の実施 ○経営の分析と管理	○休日制の導入 ○給料制の導入 ○経営内の役割分担の明確化 ○従事者全員の社会保険への加入 ○雇用労働の導入 ○労働環境の快適化を進めるため農作業環境の改善を図る
花き専作 〔きく〕	〈作付面積〉 きく 240a ハウス 40a 露地 200a 【構成員 3戸】	〈資本装備〉 ○ハウス ○トラクター、軽トラック ○選別機、自動結束機 ○防除機 ○加温機 ○予冷庫、作業場等		
椎茸専作	〈作付面積等〉 用役ほだ木 98,000本 育成ほだ木 100,000本 【構成員 3戸】	〈資本装備〉 ○自動種菌機、原木穿孔機、発電機、チェーンソー、クローラ運搬車、軽トラック、刈払機、ホイスト ○暖房機、クーラー、保冷庫、包装機 ○きのこ発生ハウス ○浸水槽 ○人口ほだ場 ○散水施設 等		

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方針	農業従事の態様等
水稻+飼料作	〈作付面積等〉 水稻 20ha 飼料 10ha	〈資本設備〉 ○格納庫 ○乾燥場 ○トラクター、田植機、コンバイン、トラック、軽トラック ○飼料用作業機械一式 等 〈土地利用計画樹立〉 ○転作田の活用による所得と就労の場確保 ○畜産農家との連携強化	○青色申告等を前提とした財務管理 ○経営体の体質強化のため、自己資本の充実を図る ○組合長、副組合長、会計担当、各作業部会担当、オペレーター組織等役割分担の明確化	○労務管理の明確化 ○給料制及びオペレーター賃金等の決定 ○経営内の役割分担の明確化 ○従事者の社会保険等への加入

別紙1（第4の1（1）⑥関係）

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、法第18条第2項第2号に規定する土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

（1）地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。）、農業協同組合等（農地法施行令（昭和27年政令第445号）第2条第2項第1号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）又は畜産公社（農地法施行令第2条第2項第3号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。）

○対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・・・法第18条第3項第2号イに掲げる事項

○対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合

・・・・・その土地を効率的に利用することができると認められること。

（2）農業協同組合法第72条の10第1項第2号の事業を行う農事組合法人（農地所有適格法人である場合を除く。）又は生産森林組合（森林組合法（昭和53年法律第36号）第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。）（それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。）

○対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・・・その土地を効率的に利用して耕作又は畜産の事業を行うことができると認められること。

○対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・・・その土地を効率的に利用することができると認められること。

（3）土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項各号に掲げる事業（同項第6号に掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令（昭和36年政令第346号）第1条第6号、第8号又は第9号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。）

○対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・・・その土地を効率的に利用することができると認められること。

（4）農地所有適格法人の組合員、社員又は株主（農地法第2条第3項第2号イからチまでに掲げる者に限る。）

○対象土地を農地中間管理機構に利用権の設定を行うため利用権の設定等を受ける場合

・・・・・当該農地中間管理機構が当該農地所有適格法人に当該対象土地について利用権の設定を行う見込みが確実であること。

別紙2(第4の1(2)関係)

I 農用地(開発して農用地とすることが適當な土地を含む。)として利用するための利用権(農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。)の設定又は移転を受ける場合

(①)存続期間 (又は残存期間)	(②)借賃の算定基準	(③)借賃の支払方法	(④)有益費の償還
<p>1 存続期間は、原則として利用権が設定される日から、その属する年の3年、6年、10年後の1月末までのいづれかとする。</p> <p>2 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。</p> <p>3 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定(又は移転)される利用権の当事者が当該利用権の存続期間(又は残存期間)の中途において解約しようとする場合には、相手方の同意を要する旨を定めるものとする。</p>	<p>1 農地については、農地法第52条の規定により農業委員会が提供する借賃等に関する情報を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。</p> <p>2 採草放牧地については、その採草放牧地の近傍の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その採草放牧地の近傍の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農用地とすることが適當な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の生産力を發揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>4 借賃を金錢以外のもので定めようとする場合には、その借賃はそれを金額に換算した額が上記1から3までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。この場合において、その金錢以外のもので定められる借賃の支払い等の定めは、農業委員会が定める農地法第20条第1項ただし書の承認基準に適合するものでなければならないものとする。</p>	<p>1 借賃は、毎年、農用地利用集積計画に定める日までに、当該年に係る借賃の全額を一時に支払うものとする。</p> <p>2 1の支払いは、賃借人の指定する農業協同組合等の金融機関の講座に振り込むことにより、その他の場合は、賃借人の住所に持参して支払うものとする。</p> <p>3 借賃を金錢以外のもので定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに、当該年に係る借賃の支払い等を履行するものとする。</p>	<p>1 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定(又は移転)を受ける者は当該利用権に係る農用地を返還するに際し、民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額、その他の有益費について償還を請求する場合、その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し、當のいかんを問はず、返還の代價を請求してはならない旨を定めるものとする。</p> <p>2 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定(又は移転)を受ける者が当該利用権に係る農用地の改良のために費やした金額、又はそのときにおける当該農用地の改良による増価額について当該利用権の当事者間で協議が調わないときは、当事者双方の申出に基づき庄原市が認定した額をその費やした金額又は増価額とする旨を定めるものとする。</p>

II 混牧林地又は農業用施設用地(開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。)として利用するため利用権(農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。)の設定又は移転を受ける場合

①存続期間 (又は残存期間)	②借賃の算定基準	③借賃の支払方法	④有益費の償還
I の①と同じ。	1 混牧林地について は、その混牧林地の 近傍の混牧林地の借 賃の額、放牧利用の 形態、当事者双方の 受益又は負担の程度 等を総合的に勘案し て算定する。 2 農業用施設用地に ついては、その農業 用施設用地の近傍の 農業用施設用地の借 賃の額に比準して算 定し、近傍の借賃が ないときは、その農 業用施設用地の近傍 の用途が類似する土 地の借賃の額、固定 資産評価額等を勘案 して算定する。	I の③と同じ。	I の④と同じ。

III 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

①存続期間	②借賃の算定基準	③借賃の支払方法	④有益費の償還
I の①と同じ。	1 作目等ごとに農業 の経営の受託に係る 販売額(共済金を含 む。)から農業の経営 に係る経費を控除す ることにより算定す 2 1の場合において、 受託経費の算定にあ たっては、農業資材 費、農業機械施設の 償却費、事務管理費 等のほか、農作業実 施者または農業経営 受託者の適正な労 賃・報酬が確保され るようにするものと する。	I の③と同じ。 この場合において、I の③の中の 「借賃」とあるのは 「損益」と、「賃借 人」とあるのは「委 託者(損失がある場 合には、受託者をい う。)」と読み替える	I の④と同じ。

IV 所有権の移転を受ける場合

①対価の算定基準	②対価の支払方法	③所有権の移転の時期
土地の種類及び農業上 の利用目的ごとに、それ ぞれ近傍類似の土地の通 常の取引(農地転用のため に農地を売却した者が、 その農地に代わるべき農 地の所有権を取得するた め高額の対価により行う 取引、その他特殊な事情 のもとで行われる取引を 除く。)の価格に比準して 算定される額を基礎と し、その土地の生産力等 を勘案して算定する。	農用地利用集積計画に 定める所有権の移転の対 価の支払期限までに、所 有権の移転を受ける者が 所有権の移転を行う者の 指定する農業協同組合等 の金融機関の講座に振り 込むことによち、又は所 有権の移転を行う者の住 所に持参して支払うもの とする。	農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の 支払期限までに対価の全部の支払が行われたときは、 当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期 に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部 の支払いが行われないときは、当該所有権の移転に係 る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するも のとする。